



No.306  
2019年12月13日

# 江東区労連東

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



梅田弁護士の話に聞き入る参加者 (19/11/29)

## 新36協定で学習・交流!

### 第37回秋の学習と交流のつどい 江東区労連未加盟の単独労組も参加

江東区労連は11月29日、「第37回秋の学習と交流のつどい」を開催し16労組・団体から52名が参加しました。今回は「働き方改革法をどう職場でとりくむか」と題して行われました。

つどいでは佐伯江東区労連議長が開会あいさつし、その後、4労組と未組織対策委員会から「新36協定締結」、「教職員に導入されようとしている変形労働時間制」等々の報

告がありました。江東区職労からは「公務職場では保育園などは保育課長と江東区職労を締結して労基署に届け出る。時間外の理由としては父母対応など9項目が指定されている」、「都教組江東支部は「教員の1年単位の變形労働時間制は労基法の基本を無視するものだ。労使の協定は必要ないとされ、働かせたい放題の内容だ」と批判しました。

告されました。これらの報告を受けて記念講演に立った梅田和尊さん（弁護士・日本労働弁護団事務局長）は働き方改革で変わった点7つ挙げ、その中で36協定、年5日の有給休暇取得、労働時間の客観的把握、などについて説明、特に36協定については、締結した協定の上限時間が法律

で定められ、違反すると罰せられる刑罰規定が設定されたことが一番の特徴であり、特別条項が年720時間、複数月80時間、月100時間未満など過労死基準を上回る時間設定がされているが、労働組合が頑張れば、規制することもできると説明し、過半数労働組合が「納得できない自由がある」ことを忘れずに交渉してほしいと述べました。

なお、今回の学習会には江東区労連加盟労組以外に区内の単独労働組合（上部団体なし）の仲間も参加してくれました。

#### 日本機関紙印刷所労組

組は「この間協定の残業時間は短くしてきました。それを超えるときには残業点検会議を行って長時間労働の抑制をはかるようにしている」と述べました。地域労組こうとう栄泉交通分会は「少数組合だが、36協定の労働者代表選には立候補して次第に得票を増やしている、ぜひ多くの仲間を組織したい」と報告しました。未組織対策委員会からは1年間の労働相談や対話と共同労組訪問行動などが報

#### 第37回江東区労連秋の学習と交流のつどい感想文から

- ・大変参考になりました。もっと知識を身につけていきたいと感じました。
- ・学習会、本当に勉強になりました。
- ・36協定の内容がわかりやすく説明されて大変勉強になりました。心構えをしておく等準備しておきたいと思いました。他の業種でも変形労働時間制が始まることなど大変参考になった。
- ・今まで「36協定」についてあまりよくわからなかった。資料や講師の先生の話もわかりやすく有意義な時間を過ごせた。
- ・私以外にもいろいろ会社側との間にトラブルを抱えていると知った。変形労働時間制の悪法が提出されていることすら知らなかった。恥ずかしい。
- ・私は印刷会社で働いています。日勤と夜勤の2交替で動いており、9:30-17:30が日勤、19:30-3:30が夜勤者の労働時間。シフトは日勤・日・夜・夜・日（明け）・休みとなり、明け作業は9:30。夜勤から明け作業の勤務間インターバルは6時間となり、組合とは36協定で結ばれています。もし勤務間インターバル制度が使用者の努力義務から義務となった場合、シフトから見直さなければならぬ状況も考えられ、36協定の見直しも必要となることがわかりました。
- ・法律や制度を知らないと会社の言いなりになってしまう。経営者はもうける権利を最大限使用する。我々も持っている権利を使用すべき、中には法律を無視するような仕事を強制する経営者もいる。それでしか利益が出ない会社はなくした方が良いでしょう。
- ・建設業に従事しているが、なかなか残業が減らない。忙しい時、特に繁忙期は完全に残業時間をオーバーしていると思う。まだ従業員だが、これから経営者側になることを考えるとしっかり法令を守っていききたいと思う。
- ・参加できてよかったです。
- ・36協定の件、理解できてなかった。参考になりました。

#### 江東区労連からのお知らせ

- ★江東区労連2020年新春旗開き
  - 日時… 1月27日(月) 18:00 受付 18:30 開会
  - 会場…東京土建江東支部会館4F大会議室
  - 参加費…3,000円 (争議団1,500円・被解雇者無料) 太鼓演奏・二胡演奏、コーラスなど
- ★20春闘新春宣伝行動
  - 1月9日(木)7:30-東陽町・東大島
  - 8:00-JR亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場

# 青年部 クリスマス パーティ2019

53人が参加して  
交流しました!



**【青年部発】**江東区労連青年部は12月7日(土)にクリスマスパーティ2019をDarts UP 錦糸町で開催、19団体・個人など53名が参加しました。今年も多くの青年組合員に呼びかけようと全印総連東京地連青年部・東京地評青年協と共同で実行委員会を作って開催しました。東京地評青年協議長の千保実行委員長がサンタの衣装で登場し、千保実行委員長の音頭でさっそく乾杯。司会は江東区労連青年部の建吉さん、もちまへのトーク力で場を盛り上げます。ゲーム交流では『一人一筆イラストリレー』と『クイズ大会』を5チームに分かれて行いました。『一人一筆イラストリレー』ではチームごと書き上げたイラストを前に出て審査員に向けてもアピールするなどとても盛り上がりました。1位と2位のチームには千保サンタからプレゼントが贈られました。楽しすぎてあっという間の2時間でした。2次会には28人が参加し、3次会・4次会まで行って朝までコースのメンバーもいたとか。とにかく楽しいクリスマスパーティでした。

## トピックス

**■JAL争議支援で区内の旅行代理店へ要請**  
江東区労連は11月19日と20日に区内にある旅行代理店5か所にJAL解雇争議の早期解決を求めて、要請行動を行いました。代理店に対応した職員は本社に要請をあげることを約束しました。

**■東京地評東部ブロックが組織化宣伝**  
12月3日、錦糸町駅前で組織化宣伝行動を行い、東部地域の5つの区労連の仲間18名が参加して500部の労働相談ホットラインを配布しました。

**■労働情勢懇談会開く**  
東京都労働相談情報センター 亀戸事務所は12月6日、労働情勢懇談会を開催し、管轄の6地域の地域労連(江東・墨田・葛飾・江戸川・足立・台東)と事務所の所長をはじめとする職員らが参加して労働相談の状況や各地域の動きなどを交流しました。

**■第173回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動**  
区民要求実現江東大運動実行委員会は12月9日、区内7駅で宣伝を行い、11団体41名が参加、チラシ1285部を配布しました。

## 加盟労組の大会から

**★全印総連東伸社労組第16回定期大会(10月22日)**  
委員長 古川研二さん  
書記長 仲井真裕作さん

## 労働相談の 窓口から

組合として団体交渉を申し入れた。

◆ **■深夜労働が休日にかかる場合の賃金(加盟労組役員)**  
金曜日の21時〜翌日の土曜日の4時までの勤務の場合、22時〜4時までは深夜割増賃金が支払われるが、午前0時〜4時までは土曜日であるところ、休日なので、休日労働の割増賃金を請求できるか?

◆ **〔回答〕**法定休日は1週間に1日または4週に4日以上を休日を与えなくてはならないと定められている。土曜日が法定休日と定めるかどうかは事業者の就業規則で定めておくことが必要。定めてあれば休日労働の割増賃金35%も請求できるが、法定休日でない場合は法律的には請求できない。労使協議で「すべての休日労働に割増賃金を支給する」ことは可能。

## ◆ **■〈解決〉コンサルティング会社での解雇**

年末が近くなると労働相談が増えます。いくつかを紹介しましょう。

◆ **■シフトが減らされた(組合員・女性・パート)**  
ファイギアショップの店員。11月から「今まで6店舗あったものを2店舗に減らすので、シフトを減らす」と言われ、今まで週4日〜5日は言っていたものが週3日に減らされてしまった。  
ご本人は昨年6月に、解雇事件を契機に組合に加入、解決後新たに就職した先で不利益変更にあったもの。

## ◆ **■シフトが減らされた(組合員・男性・パート)**

警備員。以前に組合に同様の内容で相談があり、組合に加入して交渉した結果、シフトが元にもどされ、会社の都合で休業した場合の休業手当も支払われた。ところが、再びシフトが極端に減らされた。納得がいけない。団交を申入れ、12月11日に交渉が行われた。  
(以下、次号)